

海難の調査と審判

海難審判法は、職務上の故意又は過失によって海難を発生させた海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うため、国土交通省に設置する海難審判所における審判の手続等を定め、もって海難の発生の防止に寄与することを目的としています。

海難審判所及び全国 8 箇所の地方海難審判所（那覇支所含む）では、海難を認知すると直ちに、海難の事実を調査するとともに証拠の集取を行い、海難審判によって海難の態様や職務上の故意又は過失を明らかにし、懲戒を行っています。

1 海難調査

海難発生

海難審判法は、我が国の河川や湖沼及び世界のあらゆる水域で発生した日本船舶の海難を対象としています。



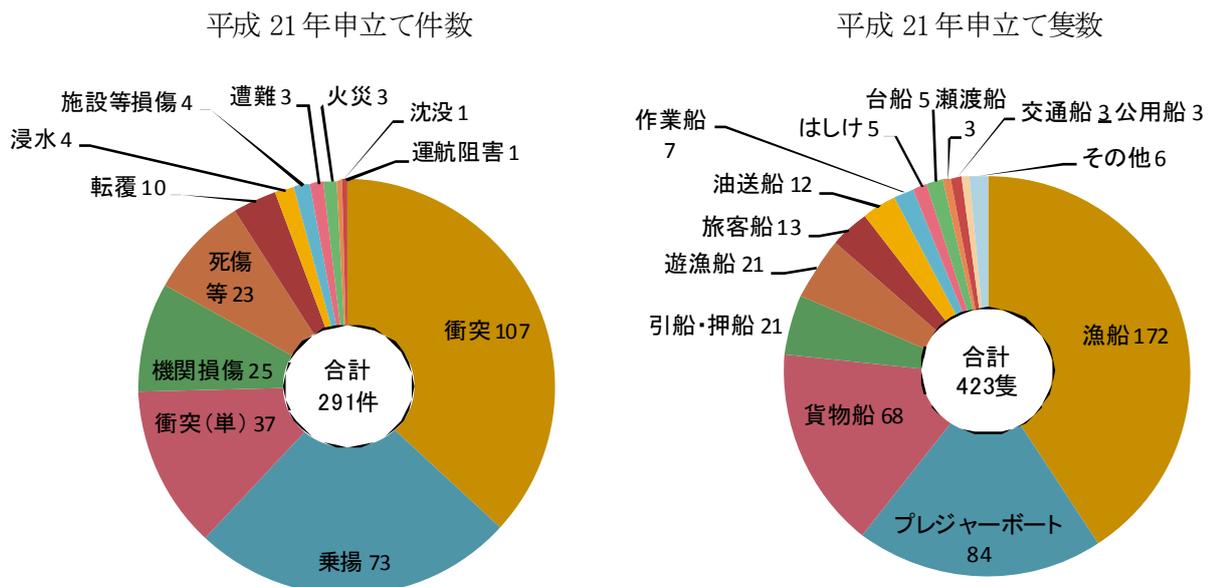
認知、立件及び調査

理事官は、関係官署からの報告や新聞・テレビの報道等により、発生した海難を認知した場合は、直ちに事実関係の調査を行い、海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失によって発生したと認めるときには、立件して海難の調査及び証拠の集取を行います。

海難は、人の行為、船舶の構造・設備・性能、運航・管理形態、労働環境、海上環境、自然現象の諸要素が複合して発生することが多いことから、理事官は、海難関係人との面接調査、船舶その他の場所の検査、海難関係人・官庁からの報告又は帳簿書類・資料の提出、科学的な知識又は判断が必要なときは鑑定等により、事実関係や職務上の故意又は過失の認定に必要な事項について調査し、証拠の集取を行っています。

審判開始の申立て

理事官は、調査の結果、海難が海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失によって発生したものであると認めるときは、海難審判所又は地方海難審判所にその海難の審判開始の申立てを行います。このとき、海難の発生に関係のある者が、海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人の場合は、それらの者を受審人に指定し、受審人以外の当事者であって受審人に係る職務上の故意又は過失の内容及び懲戒の量定を判断するために必要があると認める場合は、指定海難関係人に指定します。



※衝突(単)とは、船舶が岸壁、栈橋、灯浮標等の施設、岩場、水面上に露出した沈船、漂流物（流木、冰山、その他の漂流している構造物等）等に衝突したもの。なお、岩場や沈船の場合で、船舶の喫水線下に損傷を生じた場合は除く。



2 海難審判

理事官から「審判開始の申立て」があると、受審人となった海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する海難審判を行います。

海難審判は、公開の審判廷で、審判官（海難審判所は、3名の審判官で構成する合議体で、地方海難審判所においては、通常1名の審判官）及び書記が列席し、理事官立会いのもと、受審人及び指定海難関係人とそれを補佐する補佐人が出廷して行います。

海難審判の審理は、証拠調べや意見陳述を口頭弁論によって行い、その中で必要に応じて、証人、鑑定人、通訳人に出頭を求めます。

審理が終結すると、受審人への懲戒（免許の取消し、業務の停止、戒告）を裁決によって言い渡します。裁決で、海難の事実及び受審人に係る職務上の故意又は過失の内容を明らかにします。

この裁決に対して不服がある場合、受審人は裁決言渡しの日から30日以内に東京高等裁判所に裁決取消しの行政訴訟を提起することができます。

東京高等裁判所へ裁決取消しの行政訴訟の提起がない場合は、裁決が確定し、言い渡された懲戒の内容を理事官が執行します。

業務停止の裁決があったときは、理事官は、海技免状若しくは小型船舶操縦免許証又は水先免状を取り上げ、期間満了の後これを本人に還付します。

海難審判の諸原則

◇公開主義◇

すべての海難審判は、誰でも自由に傍聴できます。

◇口頭弁論主義◇

当事者の主張や立証に十分な機会を与えるため、書面のやりとりのみでなく、審判廷で当事者が口頭により直接弁論します。

◇証拠審判主義◇

海難審判所の裁決は、海難の事実及び職務上の故意又は過失の内容を明らかにし、かつ、証拠によってその事実を認めた理由を示さなければならないことから、過失判断や懲戒の量定を判断する基礎となる海難の事実を認定します。事実の認定にあたっては、公正を確保するため、審判で取り調べた証拠によらなければなりません。

したがって、審判以外に現地での船などの検査や証人への尋問などを行った場合、書面（検査調書や尋問調書）を作成し、審判で証拠調べを行わなければなりません。

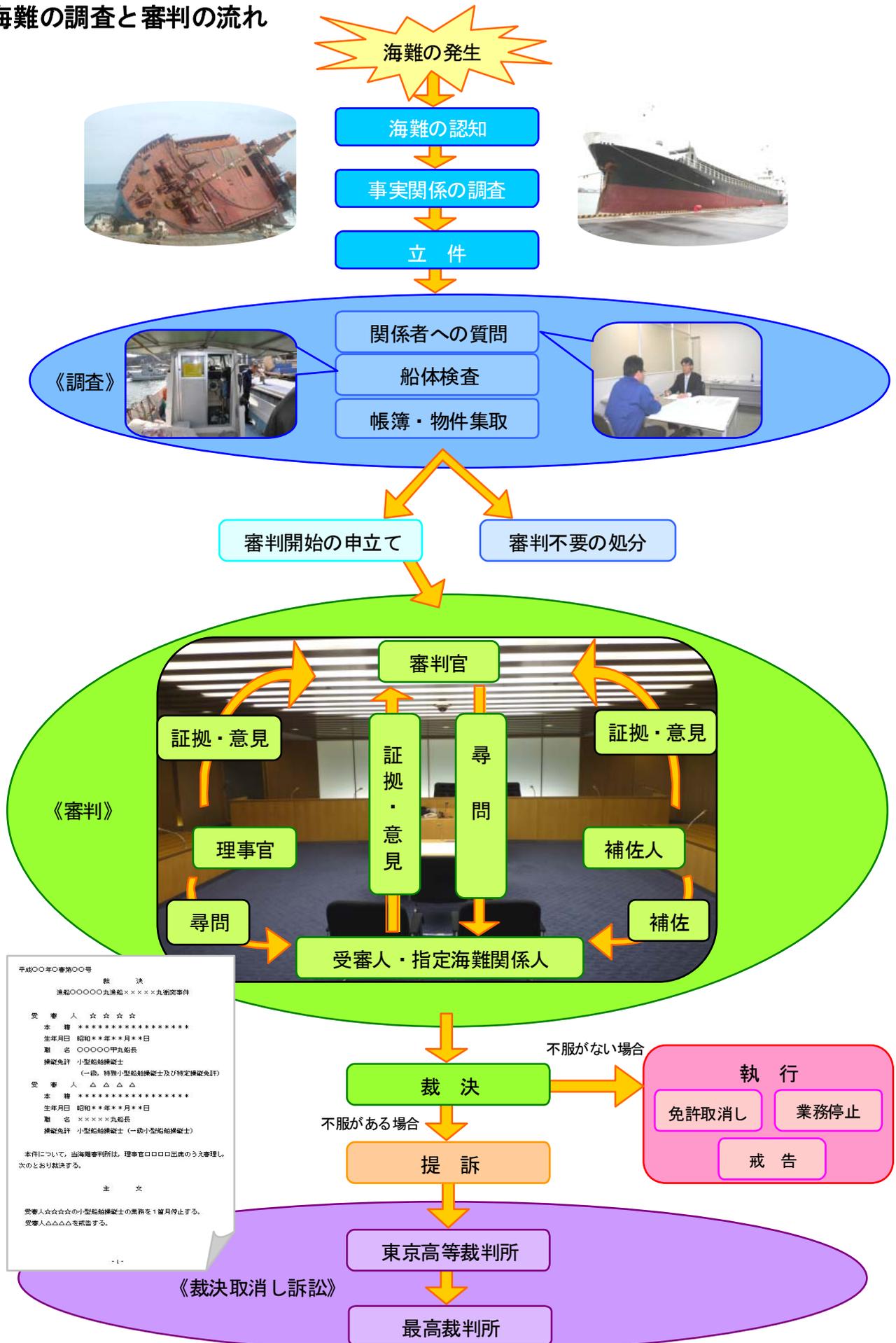
◇自由心証主義◇

証拠の証明力は、審判官の自由な判断に委ねられています。

これは、審判官の恣意による判断を許しているのではなく、審判官の豊富な経験と識見に基づく経験法則や論理法則にしたがった公正な判断が期待されているからです。



海難の調査と審判の流れ



平成〇〇年〇審判〇〇号 裁 決
 漁船〇〇〇〇〇丸漁船××××丸衝突事件

受 審 人 ☆☆☆☆
 本 籍 *****
 生年月日 昭和**年**月**日
 職 名 〇〇〇〇中丸船長
 操縦免許 小型船舶操縦士
 (一級、特別小型船舶操縦士及び特定操縦免許)

受 審 人 △△△△
 本 籍 *****
 生年月日 昭和**年**月**日
 職 名 ××××丸船長
 操縦免許 小型船舶操縦士(一級小型船舶操縦士)

本件について、当海難審判所は、理事官〇〇〇〇出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人☆☆☆☆の小型船舶操縦士の業務を1ヶ月停止する。
 受審人△△△△を戒告する。

- 1 -